

○豊橋市公契約条例施行規則

平成28年 3月29日

規則第32号

改正 令和2年12月18日規則第75号

豊橋市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市公契約条例（平成27年豊橋市条例第43号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(予定価格)

第2条 次条第2号及び第3号の予定価格は、1年以下の契約にあつては当該予定価格、1年を超える契約にあつては予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）にあつては当該協定の年相当額とする。

(特定公契約)

第3条 条例第2条第2号の規則で定めるもの（条例第14条により特定公契約とみなして適用する場合を含む。）は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格1,000万円以上の工事請負契約以外の請負契約及び業務委託契約のうち、次に掲げる業務に関する契約
 - ア 庁舎清掃業務又は病院清掃業務
 - イ 施設警備業務又は会場警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）
 - ウ 除草又は草刈業務
 - エ 草地又は樹木管理業務
 - オ 草花管理業務
 - カ 給食補助業務
 - キ 人材派遣業務
 - ク 庁舎受付業務又は施設受付業務
- (3) 予定価格1,000万円以上の指定管理協定のうち、公募による指定管理協定（労働報酬下限額）

第4条 条例第6条に規定する労働報酬下限額は、特定公契約の職種及び内容に応じて、次に掲げる額等を勘案して定められる労働者に支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額とする。

- (1) 農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する公共工事設計労務単価
- (2) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金として定める最低賃金額
- (3) その他行政機関が定める労務単価の基準

2 市長は、前項の労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。

（労働環境確認書）

第5条 条例第7条に規定する労働環境確認書の様式は、様式第1のとおりとし、閲覧に供する場所は、契約担当課窓口とする。

（身分証明書）

第6条 条例第11条第4項に規定する証明書の様式は、様式第2のとおりとする。

（是正措置報告書）

第7条 条例第12条第2項の規定による報告は、様式第3により行うものとする。

（公表）

第8条 条例第12条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項についてインターネットの利用その他の方法により行うものとする。

- (1) 特定公契約の名称
- (2) 特定公契約の締結日
- (3) 事業者の氏名又は名称及び所在地
- (4) 公表の理由

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月18日規則第75号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出さ

れている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

様式第1（第5条関係）

提出日： 年 月 日

様

労働環境確認書

豊橋市公契約条例第7条に基づき本書を提出します。

本件契約に係る業務に従事する労働者（以下「従事者」という。）の労働条件は、以下のとおり相違ありません。なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに豊橋市の指導に従い、必要な措置を講じることを誓約します。

提出者（受注者）

所在地 (ふりがな)	
名称	
代表者	
担当者 ・連絡先	

契約又は 協定名				
従事者数	(従事者の総数) 人	(うち正社員) 人	(うちパート・アルバイト) 人	(うち左記以外の従事者) 種別 () 人

No.	確認内容	確認結果
1	就業規則 ※常時10人以上の労働者を使用する使用者に限ります。	
①	就業規則を作成していますか。	はい・いいえ 対象外
②	就業規則は、労働基準監督署に届出されていますか。	はい・いいえ 対象外
③	就業規則は、全労働者に周知されていますか。	はい・いいえ 対象外
2	労働条件通知書	
④	労働条件通知書（雇用契約書）が整備されていますか。また、労働者に交付していますか。	はい・いいえ
3	労使協定	
⑤	36協定は、労働基準監督署に届出されていますか。	はい・いいえ
4	法定帳簿	
⑥	法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）が整備されていますか。	はい・いいえ
5	労働時間	
⑦	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	はい・いいえ
⑧	休暇・休日の取得状況及び管理は適切ですか。	はい・いいえ

(裏面へ続く)

6 安全衛生		
⑨	事故報告書等の記録を行うなど、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい・いいえ
⑩	毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい・いいえ
7 各種保険加入手続		
⑪	労働保険及び社会保険の加入等の手続を適正に行っていますか。	はい・いいえ
8 賃金		
⑫	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金が支払われていますか。	はい・いいえ
⑬	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
⑭	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい・いいえ
⑮	本件業務に従事する労働者の賃金1時間当たりの単価の最低額及びその職種を記入してください。	<p style="text-align: center;">_____円/ 時間</p> <p>職種：_____</p>
9 下請負者への要請等		
⑯	本件契約に係る業務の下請負者がある場合、当該下請負者に条例の趣旨を説明し、理解を得たうえで、当該下請負者の従事者の適正な労働条件の確保について当該下請負者に要請等を行っていますか。	はい・いいえ 対象外
⑰	本件契約に係る業務の下請負者がある場合、適正な条件で契約を行っていますか。	はい・いいえ 対象外

【特記事項】（※確認結果が「いいえ」の場合、その理由及び改善予定等をここに記入してください。）

様式第2（第6条関係）

（表）

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	所 属 職 名 氏 名 生年月日	
上記の者は、豊橋市公契約条例第11条第1項及び第2項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。		
年 月 日発行		
	豊橋市長	㊟

（裏）

豊橋市公契約条例（抜粋）
（立入調査等）
第11条 市長等は、労働者から第9条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認める場合又は労働環境確認書に記載されている事項を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認める場合は、受注者を除く事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
3 前2項の規定により立入調査をする場合において、市長等は、必要があると認めるときは、労働者その他の関係者に協力を求めることができる。
4 第1項又は第2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者又は労働者その他の関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。
5 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

様式第3（第7条関係）

年 月 日

是正措置報告書

様

報告者 所在地
氏名・名称
代表者

豊橋市と契約を締結した特定公契約における、労働環境に関する是正措置については、豊橋市公契約条例第12条第2項の規定に基づき改善を図りましたので次のとおり報告します。

契約名（協定名）： _____

区分	講じた是正措置の内容及び結果	措置日